

瀬戸内海国立公園
(大分県地域)

公園計画書

(第 二 次 点 検)

平成 25 年 2 月 28 日
環 境 省

平成 25 年 2 月 28 日	環境省告示第 10 号	公園計画の変更 (法第7条の告示)
	第 11 号	特別地域の区域変更 (法第5条の告示)

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、昭和 9 年 3 月 16 日に備讃瀬戸地域を中心に指定され、その後指定区域を拡大し現在に至っている。

大分県地域については、昭和 25 年に姫島地区が、昭和 31 年に国東半島地区及び高島地区がそれぞれ公園区域に編入されている。なお、高崎山地区は、昭和 31 年に阿蘇国立公園から分離され本公園に編入されている。

本地域は、黒曜石の断崖、褶曲断層などの地形や地質構造のみられる姫島地区、瀬戸内海の好展望地である国東半島地区、海食崖が発達し、ウミネコの営巣地のある高島地区及びニホンザルの生息地として知られる高崎山地区から構成される。

今回は、平成 15 年の点検後 9 年が経過したことから、その後の自然的条件及び社会的条件の変化を踏まえ、公園計画の点検を行うものである。

保護規制計画については、貴重な地形や地質構造のみられる姫島地区の地種区分の見直しを行う。

利用施設計画については、ジオパークの認定に向けた地域の取組や森林セラピー等の新しい利用形態に対応するために必要な変更を行う。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 1 : 特別地域変更表)

番 号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
1	拡 張	大分県東国東郡姫島村 字風越の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
姫島西北部の観音崎にある黒曜石の層が露出した海食崖の風致の維持を図るため、普通地域から特別地域に変更する。	2 国 0 公 0 私 2
変 更 部 分 面 積 計	2 国 0 公 0 私 2
変 更 前 特 別 地 域 面 積	2,155 国 1 公 443 私 1,711
変 更 後 特 別 地 域 面 積	2,157 国 1 公 443 私 1,713

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：第2種特別地域変更表)

番号	区 分	内 容	名 称	変更部分の区域
1	拡 張	特別地域の拡張	姫島	大分県東国東郡姫島村 字風越の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
姫島西北部の観音崎にある黒曜石の層が露出した海食崖の風致の維持を図るため、普通地域から第2種特別地域に変更する。	2 〔 国 0 〕 公 0 私 2 〕
変 更 部 分 面 積 計	2 〔 国 0 〕 公 0 私 2 〕
変 更 前 第 2 種 特 別 地 域 面 積	1,985 〔 国 1 〕 公 308 私 1,676 〕
変 更 後 第 2 種 特 別 地 域 面 積	1,987 〔 国 1 〕 公 308 私 1,678 〕

瀬戸内海国立公園(大分県地域)保護規制計画変更位置図



0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000
メートル



瀬戸内海国立公園(大分県地域)保護規制計画変更図



イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積（変更後）

(表 3：地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別 地 域											
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域			第 3 種特別地域		
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
大 分 県	土地所有別 面 積	0	111	35	0	24	0	1	308	1,678	0	0	0
	地種区分別 面 積	146 (5.0)			24 (0.8)			1,987 (67.7)			0		
	地域区分別 面 積				2,011 (68.6)								
	地域別面積		2,157 (73.5)										

(単位：面積ha、比率%)

普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			普通地域 (海域) ※	海域公園地区 ※	合計 (海域) ※
国	公	私	国	公	私			
0	39	737	1	482	2,450			
776 (26.5)			2,933 (100.0)			837,541	0	837,541

※海域は国の所有に属する公有水面であり、
県別等に面積を示すことはできないため、
瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 4 : 地域地区別市町村別面積総括表)

			現 行									
地域地区 市町村名			特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	普通 地域 (海域) ※	海城 公園 地区 ※	合計 (海域) (A') ※
			特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計					
大 分 県	大分市		146	24	267	0	437	0	437			
	豊後高田市		0	0	736	0	736	70	806			
	国東市		0	0	906	0	906	278	1,184			
	東国 東郡	姫島 村	0	0	76	0	76	430	506			
合 計			146	24	1,985	0	2,155	778	2,933	837,541	0	837,541

(単位：面積ha)

変 更 後										増 減	
特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	普通 地域 (海域) ※	海域 公園 地区 ※	合計 (海域) (B') ※	陸域 (B-A)	海域 (B'-A')
特保	第1種	第2種	第3種	小計							
146	24	267	0	437	0	437	837,541	0	837,541	0	0
0	0	736	0	736	70	806				0	
0	0	906	0	906	278	1,184				0	
0	0	78	0	78	428	506				0	
146	24	1,987	0	2,157	776	2,933				0	

※海域は国の所有に属する公有水面であり、
県別等に面積を示すことはできないため、
瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

3 事業計画

(1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 単独施設

① 追加

次の単独施設を追加する。

(表 5 : 単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
11	園 地	大分県大分市（高崎山）
12	宿 舎	大分県国東市国東町（赤根温泉）
13	園 地	大分県東国東郡姫島村（明石前）

整 備 方 針	旧計画との関係
高崎山の自然林を探勝するとともに、別府湾を展望するための園地として整備する。	新 規
国東半島中央部における宿舎として整備する。	新 規
複合溶岩ドームの断層地質を観察する園地として整備する。	新 規

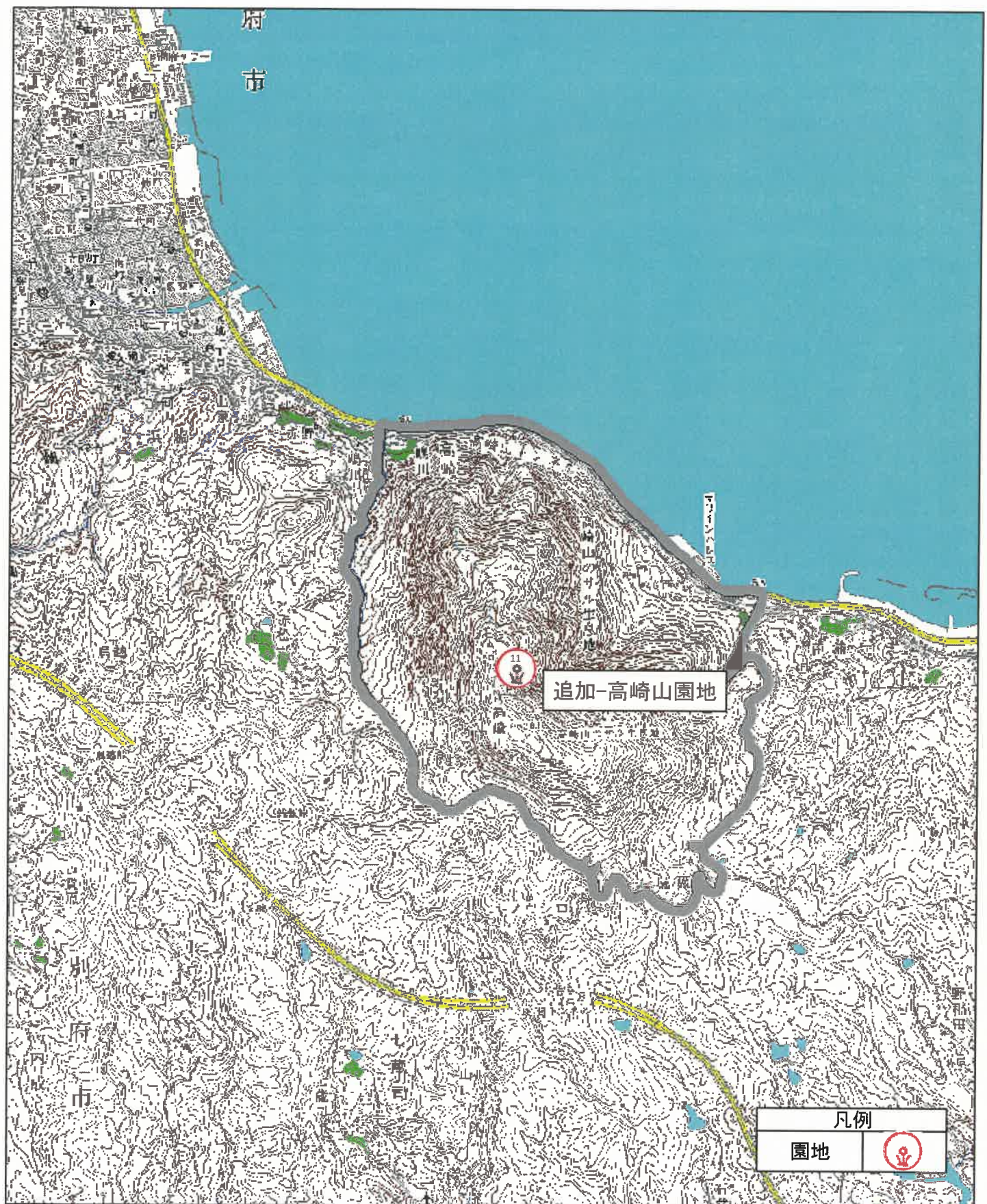
瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更位置図 1



0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000
メートル



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図1-1



0 250 500 1,000 1,500 2,000

1:25,000

瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更位置図 2



0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000
メートル



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図2-1

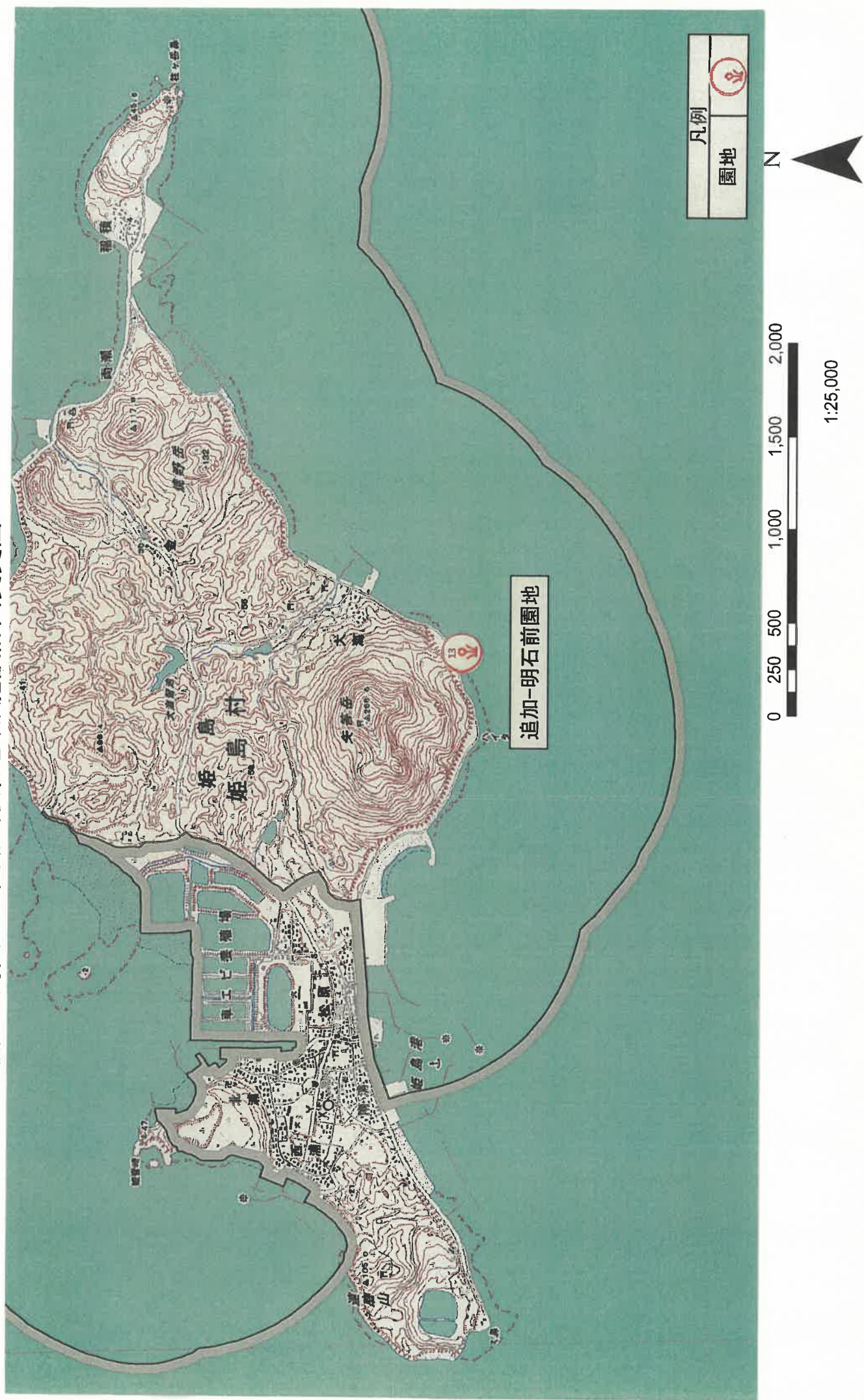


0 250 500 1,000 1,500 2,000

1:25,000



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図2-2



イ 道路

(ア) 車道

① 追加

次の車道を追加する。

(表6：道路(車道)追加表)

番号	路線名	区間
7	赤根山口線	起点一大分県国東市 (山口・国立公園境界) 終点一大分県国東市 (赤根・国立公園境界)
8	文殊両子線	起点一大分県国東市 (山口・国立公園境界) 終点一大分県国東市 (稲川・車道分岐点)
9	姫島南岸線	起点一大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点一大分県東国東郡姫島村 (両瀬・車道分岐点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	本公園区域を東側から利用するルートとして整備する。	新規
堂ノ下	文殊仙寺及び両子寺の間を結ぶ道路として整備する。	新規
大海	姫島南岸の海岸線の風致を採勝する路線として整備する。	新規

- ② 変更
次の車道を変更する。

(表 7 : 道路 (車道) 変更表)

現 行				
番号	路 線 名	区 間	主要経過地	告示年月日
2	国見走水峠線	起点—大分県国東市 (赤根・国立公園境界) 終点—大分県国東市 (地藏峠・国立公園境界) 起点—大分県豊後高田市 (三畑・国立公園境界) 終点—大分県豊後高田市 (並石・国立公園境界)		昭和 59 年 9 月 20 日
5	姫島線	起点—大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点—大分県東国東郡姫島村 (柱ヶ岳鼻)	大海・金・ 両瀬	昭和 59 年 9 月 20 日

新 規					理 由
番号	路 線 名	区 間	主要経過地	整備方針	
2	国見走水峠線	起点－大分県国東市 (赤根・国立公園境界) 終点－大分県豊後高田市 (並石・国立公園境界)	地藏峠	本公園区域を南北に連絡するルートとして機能させる。	2路線を統合するため。
5	姫島線	起点－大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点－大分県東国東郡姫島村 (柱ヶ岳鼻)	大海・金・両瀬	姫島の基幹利用ルートとして機能させる。	現道に合わせて路線を変更するため。

(イ) 歩道

① 追加

次の歩道を追加する。

(表 8 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	路 線 名	区 間
8	高崎山線	起点—大分県大分市 (城ノ腰・国立公園境界) 終点—大分県大分市 (高崎山山頂) 終点—大分県大分市 (高崎山東北麓動物園)
9	中山仙境線	起点—大分県豊後高田市 (夷・国立公園境界) 終点—大分県豊後高田市 (下坊中・国立公園境界) 終点—大分県豊後高田市 (小野迫・国立公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
堂ノ下	高崎山の自然林を採勝するとともに、別府湾を展望するための登山道として整備する。	新規
	山稜線の奇岩、秀峰等の展望や、イブキシモツケーイワヒバ群落の観察を目的とした登山道として整備する。	新規

- ② 削除
次の歩道を削除する。

(表 9 : 道路 (歩道) 削除表)

番号	路 線 名	区 間
1	ハジカミ尻付線	起点一大分県豊後高田市 (横岳・国立公園境界) 終点一大分県豊後高田市 (尻付山・国立公園境界)
3	鷺巣岳線	起点一大分県国東市 (鷺巣岳・国立公園境界) 終点一大分県国東市 (鷺巣岳・国立公園境界)
5	文殊千灯岳線	起点一大分県国東市 (金ヶ谷峠・国立公園境界) 終点一大分県国東市 (文殊山・歩道合流点)

主要経過地	告 示 年 月 日	理 由
ハジカミ山 尻付山	昭和 59 年 9 月 20 日	長岩屋及び夷溪の探勝歩道に連絡する歩道として計画したが、今後の利用が見込めないため削除する。
黒木山 伊美山	昭和 59 年 9 月 20 日	南北に連絡する探勝歩道として計画したが、今後の利用が見込めないため削除する。
	昭和 59 年 9 月 20 日	探勝歩道として計画したが、今後の利用が見込めないため削除する。

- ③ 変更
次の歩道を変更する。

(表 10 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行				
番号	路 線 名	区 間	主要経過地	告示年月日
2	鷺巣岳屋山線	起点一大分県国東市 (鷺巣岳・国立公園境界) 終点一大分県国東市 (地藏峠・国立公園境界) 起点一大分県豊後高田市 (一ノ仏・国立公園境界) 終点一大分県豊後高田市 (屋山・国立公園境界)	黒木山 伊美山	昭和 59 年 9 月 20 日
4	矢筈岳登山線	起点一大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点一大分県 東国東郡姫島村 (東大海)	矢筈岳	昭和 59 年 9 月 20 日
6	文殊山両子山線	起点一大分県国東市 (文殊仙寺・国立公園境界) 終点一大分県国東市 (両子・国立公園境界)	文殊山 両子山	昭和 59 年 9 月 20 日
7	高島線	起点一大分県大分市 (高島・前浦) 終点一大分県大分市 (高島コマノタカ) 終点一大分県大分市 (歩道合流点)		昭和 59 年 9 月 20 日

新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	
2	鷺巣岳線	起点―大分県国東市 (鷺巣岳・国立公園境界) 終点―大分県国東市 (鷺巣岳)		鷺巣岳山頂から国東半島中央山塊を眺望する登山道として整備する。	鷺巣岳以南の山稜線は、角礫凝灰岩が侵食を受け断崖絶壁があり、また、起伏が激しく登山道としてルートがとれなく、危険度が大きい ため削除し、現状に合わせたルートに変更する。
4	矢筈岳登山線	起点―大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点―大分県東国東郡姫島村 (大海)		矢筈岳山頂に至る登山道として整備する。	歩道として利用実態がない区間を削除するもの。
6	文殊山線	起点―大分県国東市 (文殊仙寺・国立公園境界) 終点―大分県国東市 (文殊山山頂)		文殊山山頂に至る登山道として整備する。	利用実態に合わせたルートに変更する。
10	両子山線	起点―大分県国東市 (両子・国立公園境界) 終点―大分県国東市 (両子山山頂)		両子山山頂に至る登山道として整備する。	利用実態に合わせたルートに変更する。
7	高島線	起点―大分県大分市 (高島・前浦) 終点―大分県大分市 (高島・展望台) 終点―大分県大分市 (ヘイサキ)		高島の自然や歴史資源探勝歩道として整備する。	利用実態に合わせたルートに変更する。

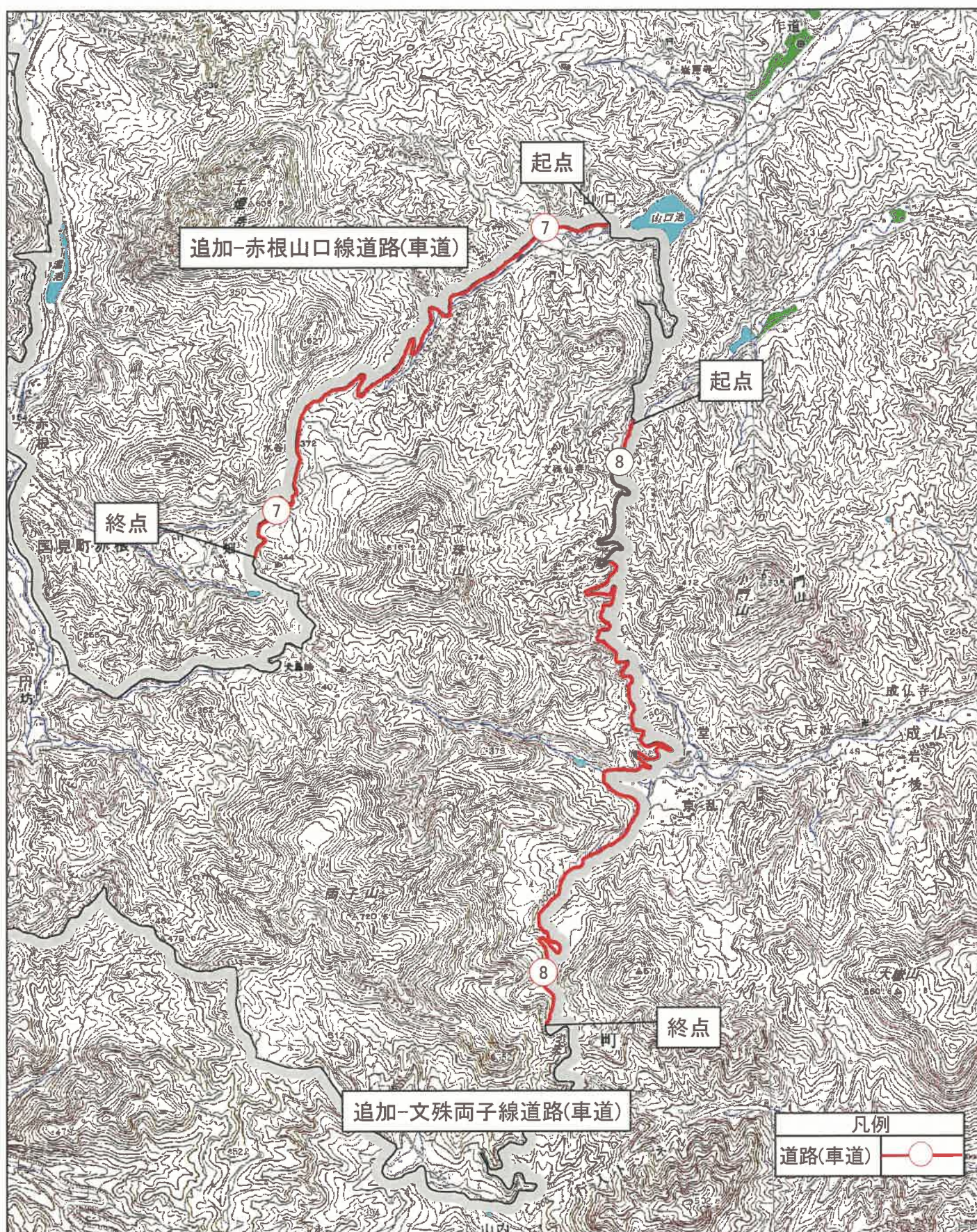
瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更位置図 3



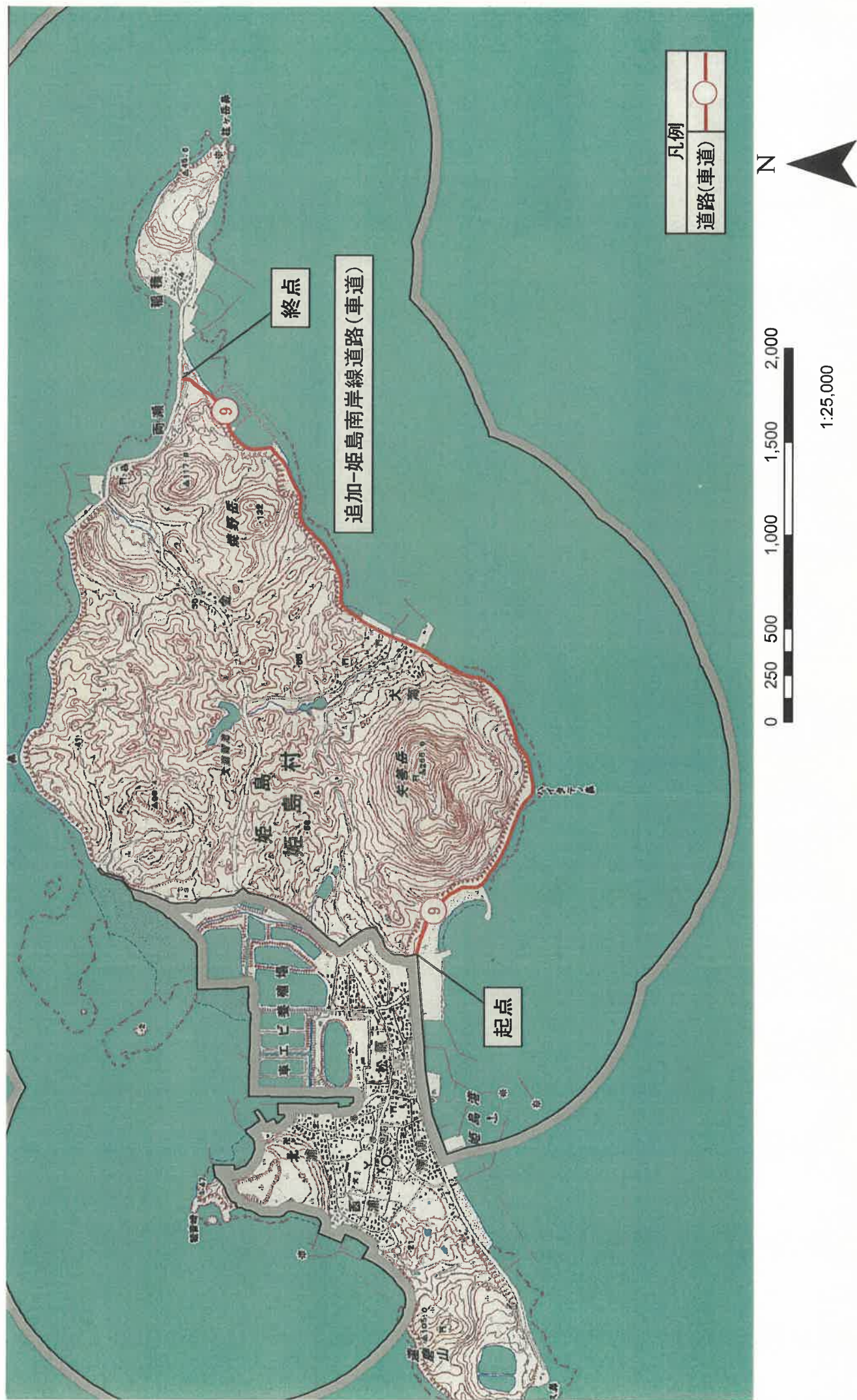
0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000
メートル



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図3-1



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図3-2



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更位置図 4



0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000
メートル



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図4-1



0 250 500 1,000 1,500 2,000 メートル

1:25,000



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図4-2



0 250 500 1,000 1,500 2,000

1:25,000

瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更位置図 5



0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000 メートル



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図5-1



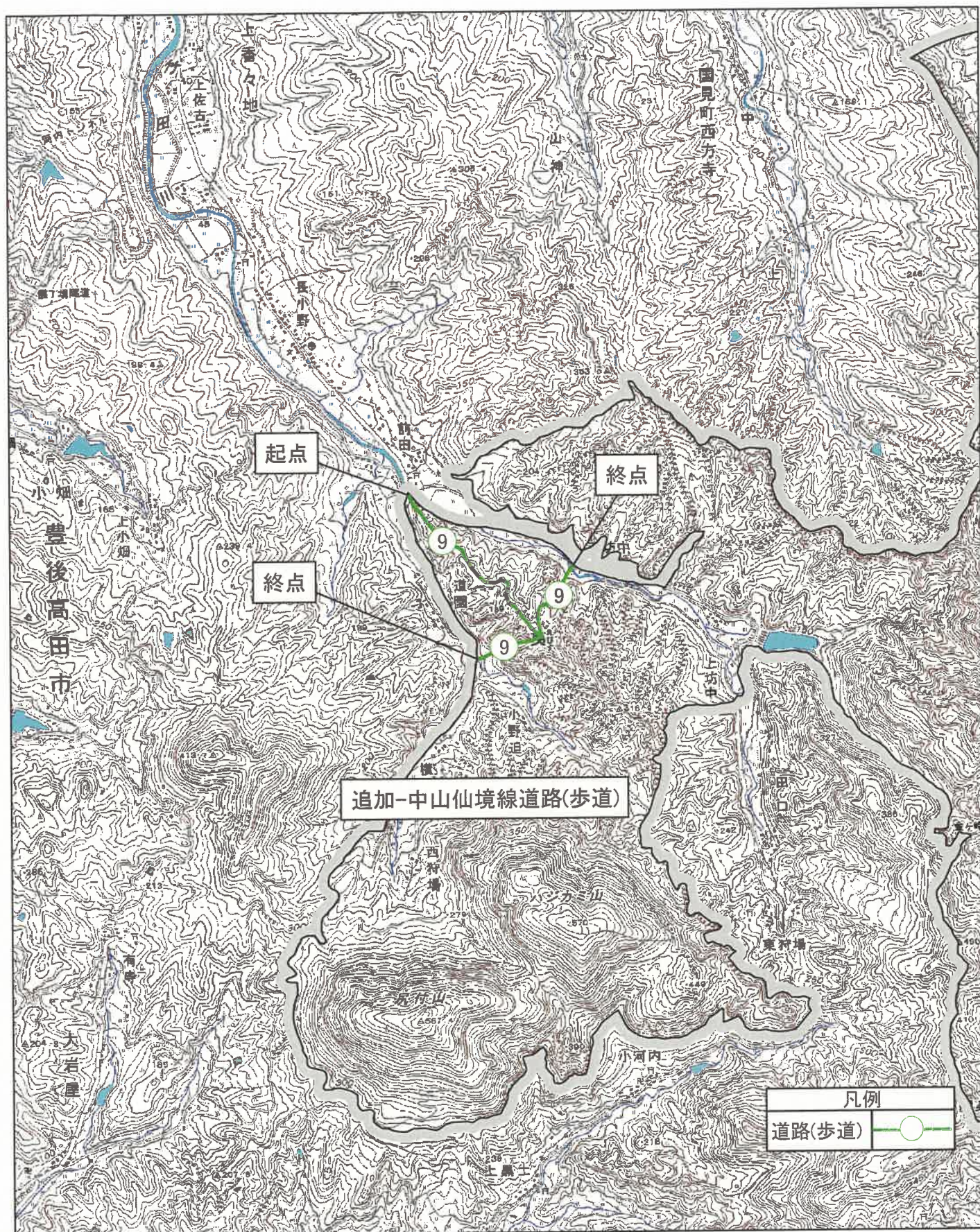
瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更位置図 6



0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000
メートル



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図6-1



0 250 500 1,000 1,500 2,000 メートル

1:25,000



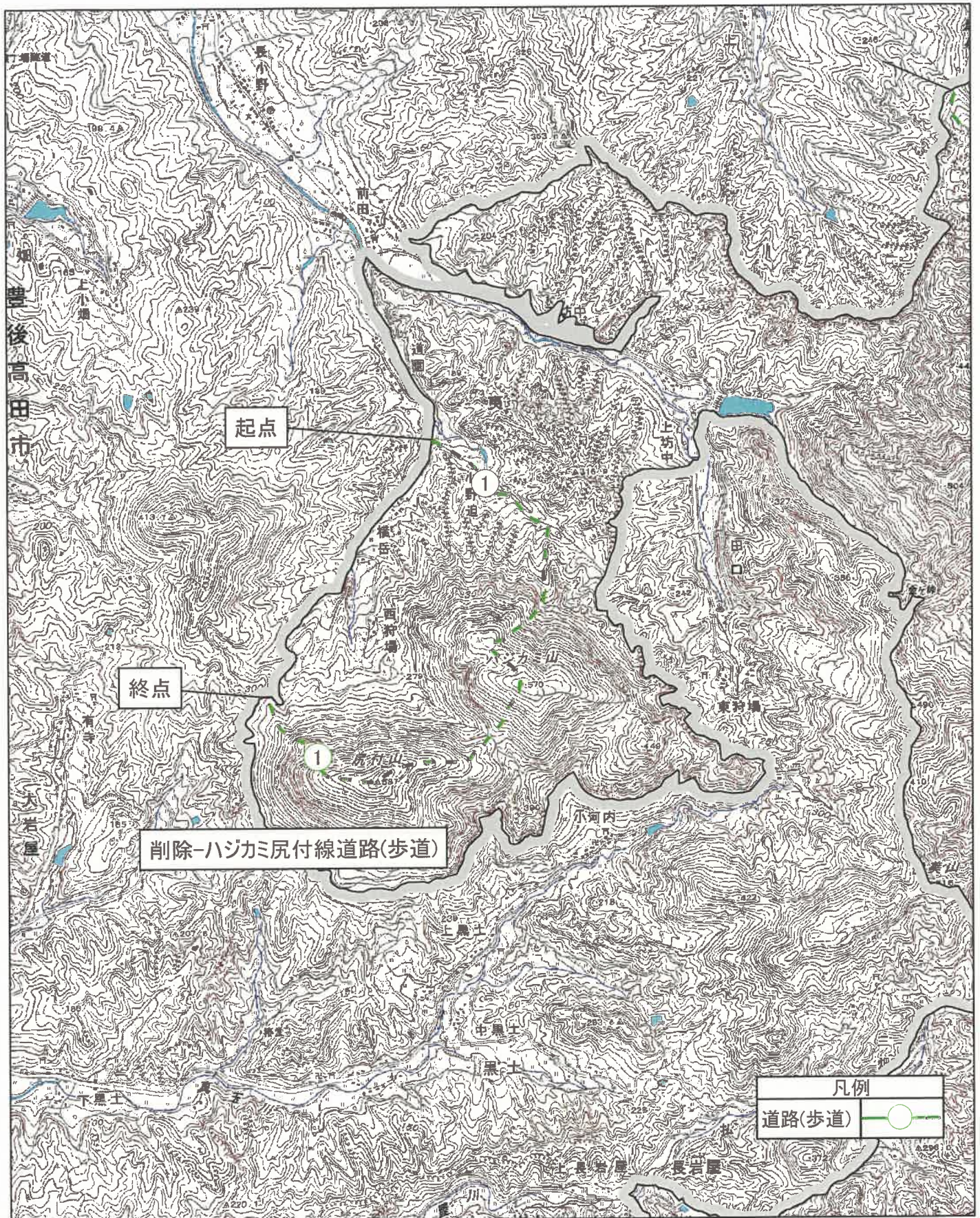
瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更位置図 7



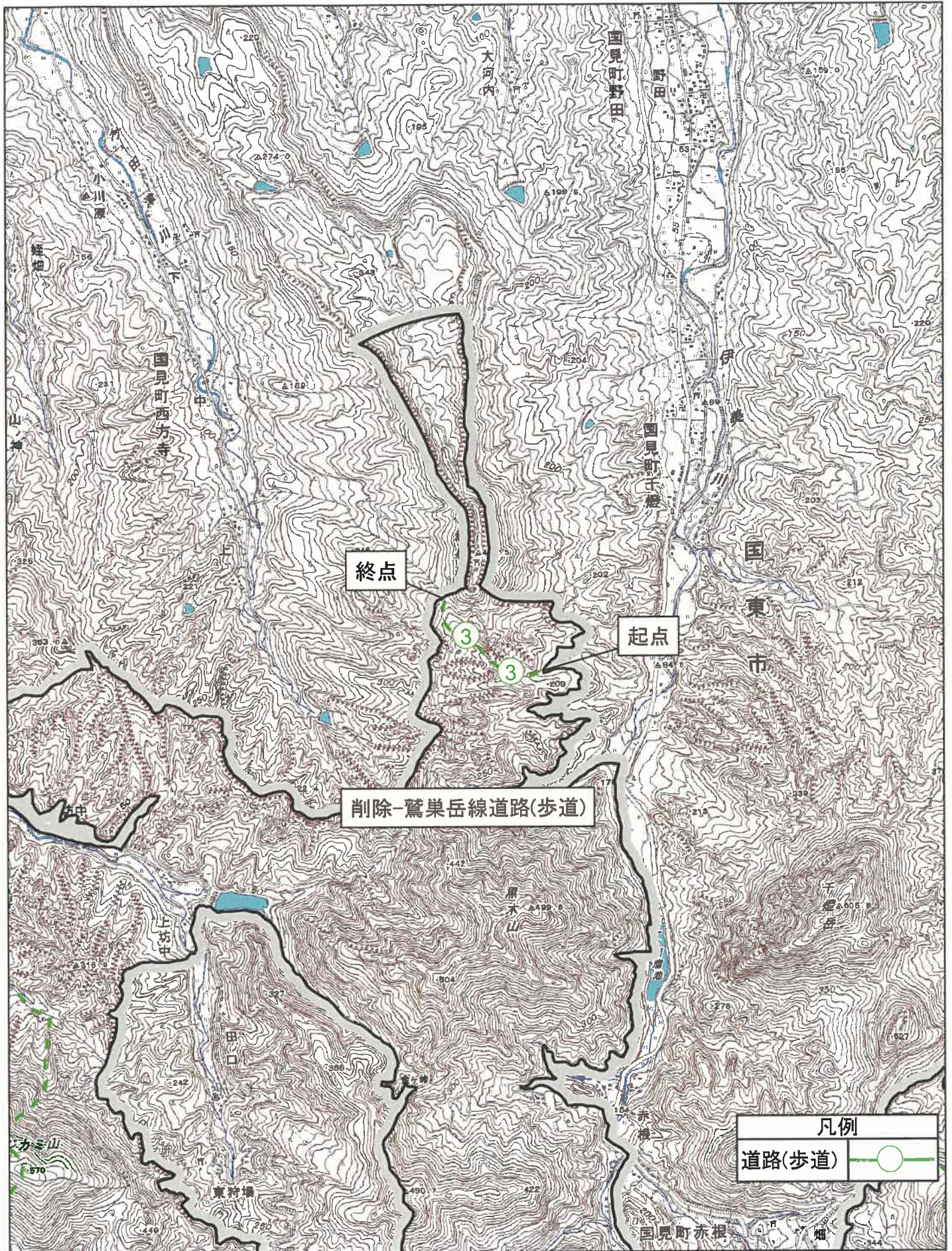
0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000
メートル

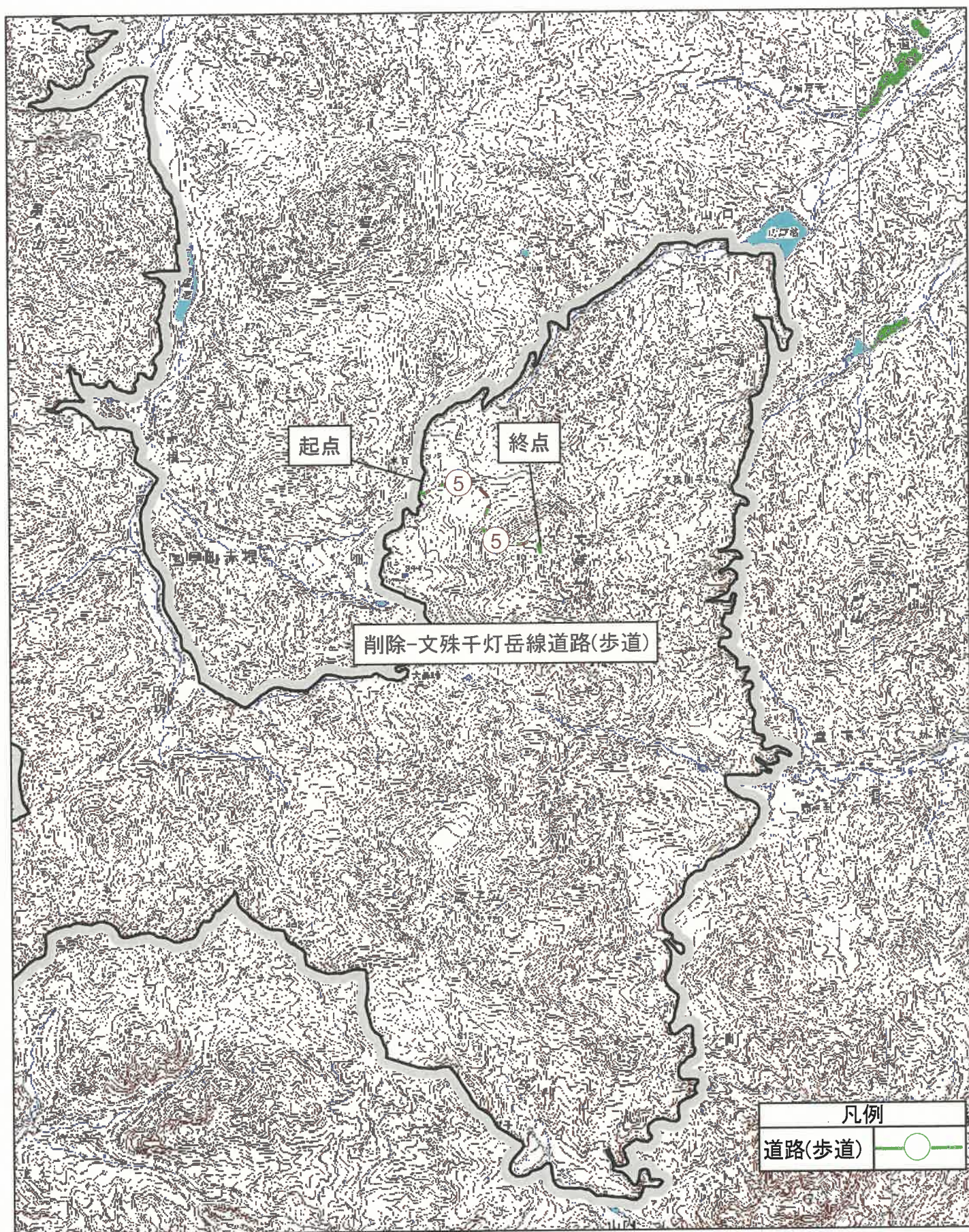


瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図7-1



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図 7-2





0 250 500 1,000 1,500 2,000



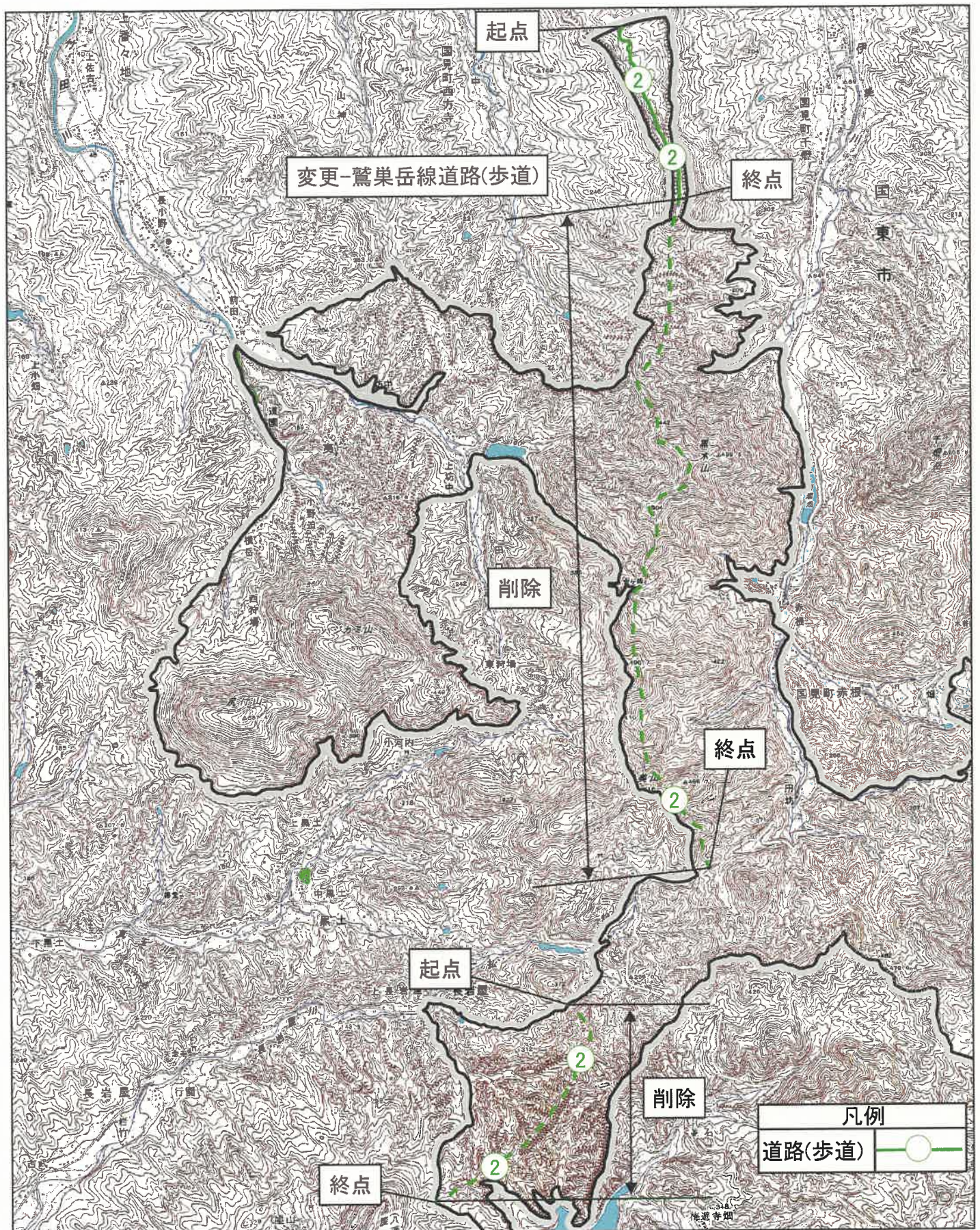
瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更位置図 8



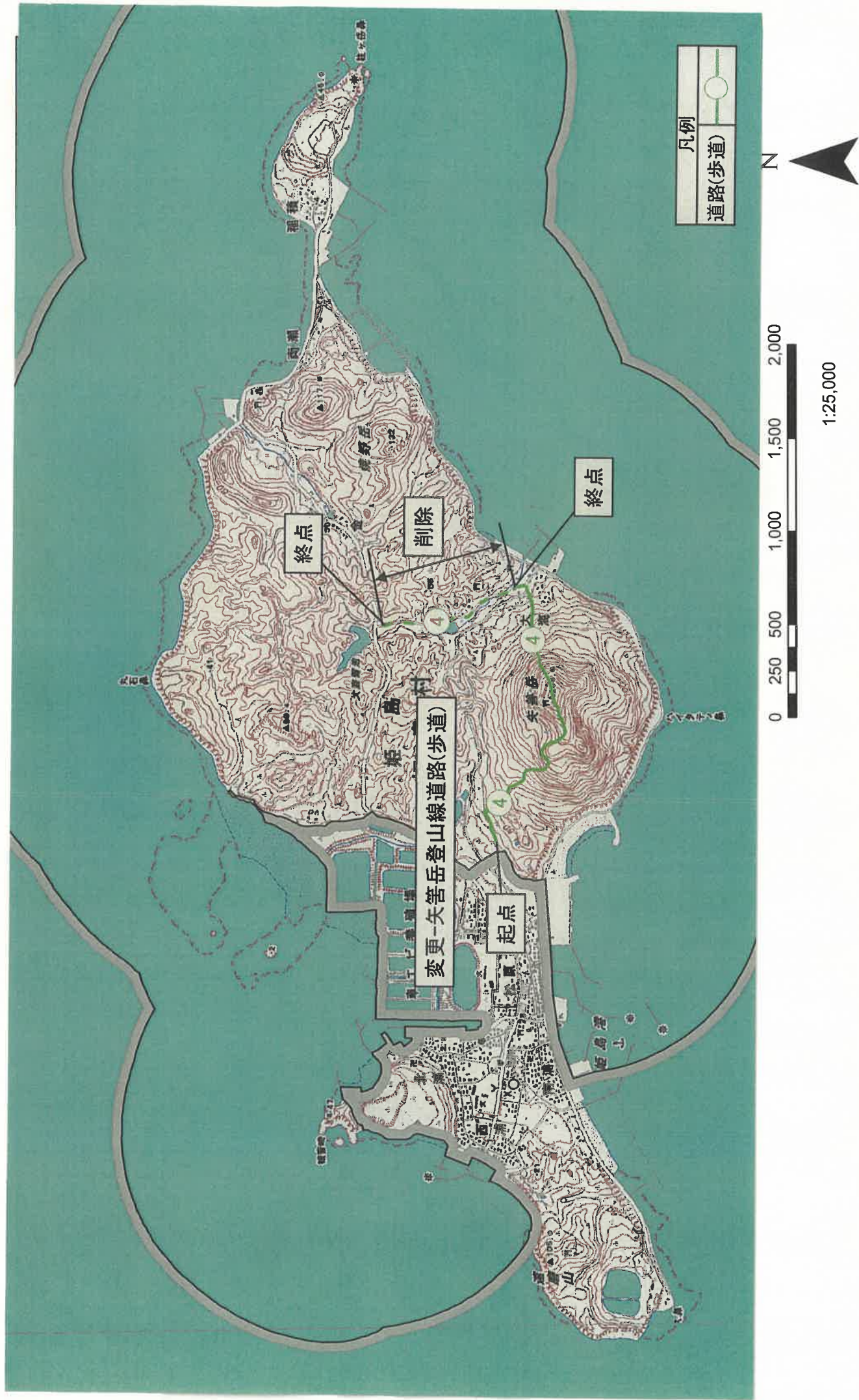
0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000 メートル



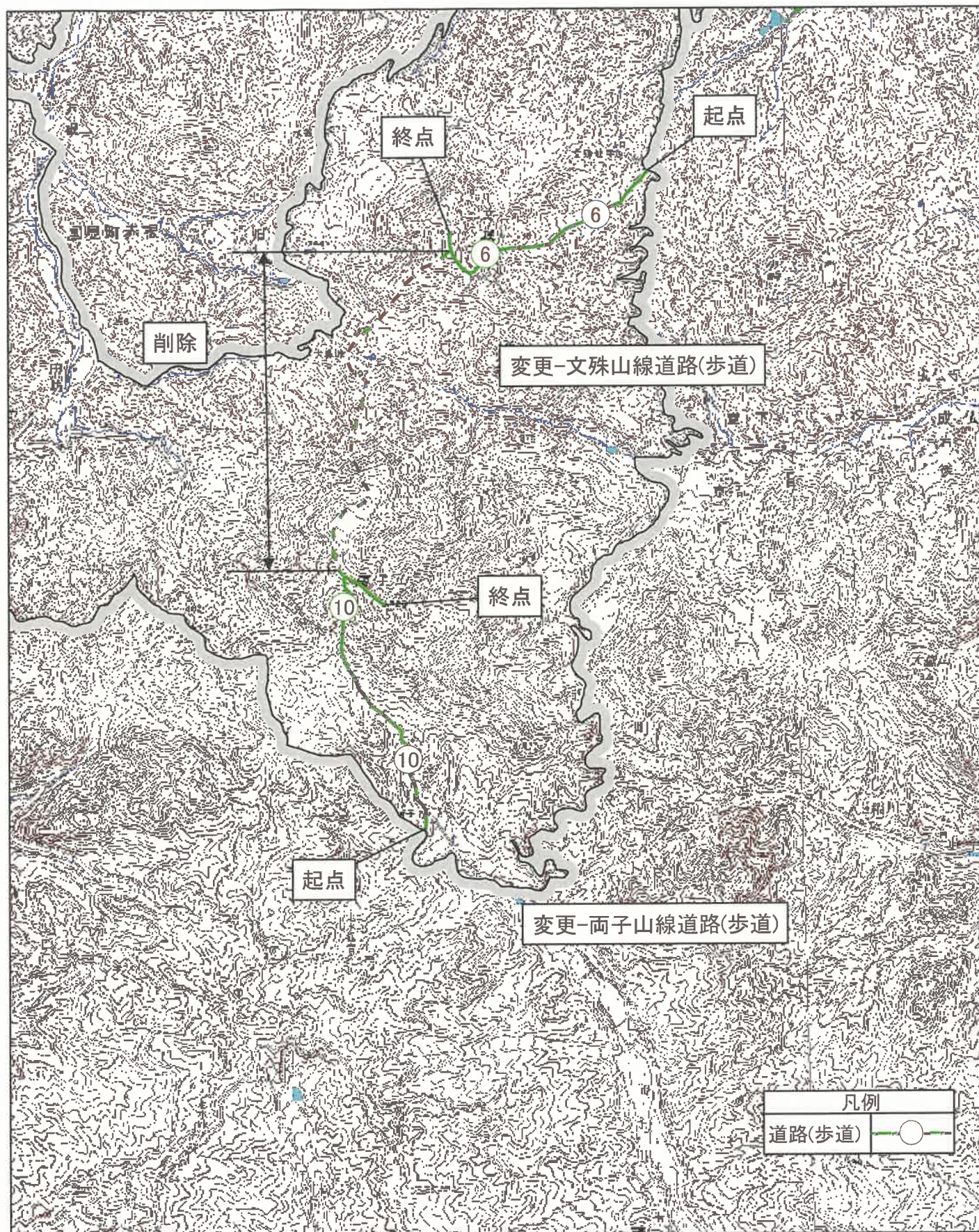
瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図 8-1



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図8-2



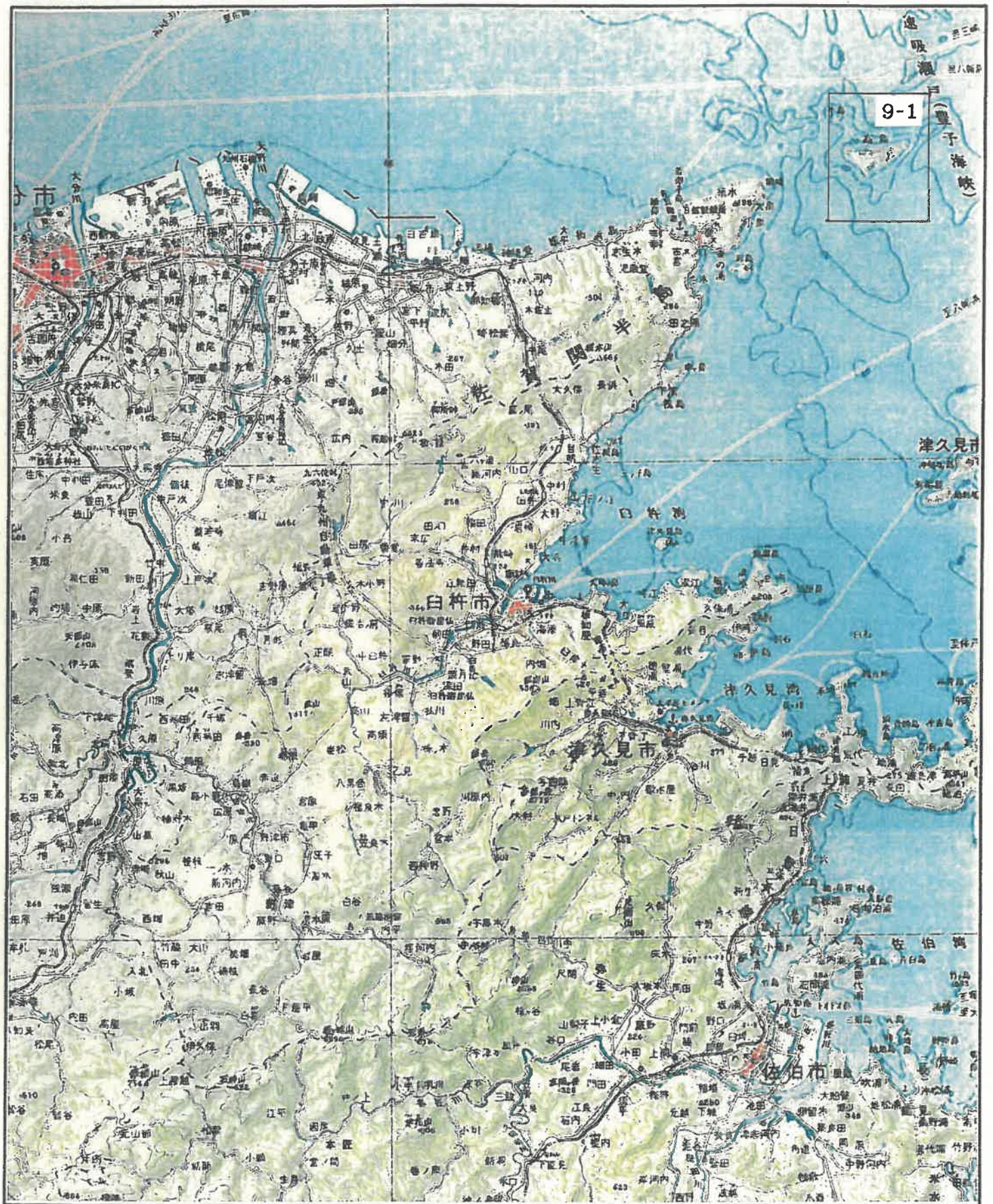
瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図8-3



0 250 500 1,000 1,500 2,000

1:25,000

瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更位置図 9



0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000
メートル



瀬戸内海国立公園(大分県地域)施設計画変更図9-1



4. 参考事項

(1) 指定動植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表 11：指定植物)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシャグジデンダ、イワオモダカ
シシラン	タキミシダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キンボウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、ミツバイワガサ (イワガサ、タンゴイワガサ)、ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ)、イブキシモツケ
マメ	ナルトオオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバノカキノハグサを含む。)、ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ (サツキツツジ)、レンゲツツジ (キレンゲを含む。)、ヒカゲツツジ、ツクシシヤクナゲ (ホンシヤクナゲ、オキシヤクナゲを含む。)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。)、サイコクミツバツツジ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウ

サクラソウ	ダン、シロドウダン（ベニドウダンを含む。）
リンドウ	シコクカッコソウ
アカネ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
ムラサキ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
クマツヅラ	ムラサキ
シソ	イワダレソウ
イワタバコ	イガタツナミソウ
ハマウツボ	イワタバコ、イワギリソウ
タヌキモ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
スイカズラ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミ
マツムシソウ	カキグサ、イヌタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
キキョウ	ヤマヒョウタンボク、チョウジガマズミ
キク	マツムシソウ
	サワギキョウ、キキョウ
	ソナレノギク、シュンジュギク（シンジュギク、アサマギク）、ウラギ
	ク（ハマシオン）、キバナノジギク、マアザミ（キセルアザミ、ツクデ
	マアザミ）、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニ
	ガナ、サワオグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、
	ショウジョウバカマ、シロバショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セト
	ウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト（ハマユウ）
アヤメ	エヒメアヤメ、ヒオウギアヤメ
ヒナノシヤクジ	ヒナノシヤクジョウ
ョウ	
サトイモ	ムサシアブミ、ユキモチソウ
カヤツリグサ	イワカンスゲ、ホタルスゲ、サギスゲ、ミカヅキグサ
ラン	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、
	エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン（ホ
	クロ）、マヤラン（サガミラン）、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オ
	ニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカ
	ゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フ
	ウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツ
	レサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、
	トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カラヤン、クモ
	ラン、ヒトツボクロ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和 25 年 5 月 18 日	厚生省告示第 145 号	区域指定 (姫島地区)
昭和 31 年 5 月 1 日	〃 告示第 104 号	区域拡張 (国東半島、高島地区)
昭和 31 年 5 月 1 日	〃 告示第 105 号	区域拡張 (高崎山地区)
昭和 59 年 9 月 20 日	環境庁告示第 42 号	区域拡張・削除 (国東半島、高崎山地区)

※公園面積は 2,927ha から 2,933ha となる。

イ 保護規制計画

昭和 28 年 9 月 3 日	厚生省告示第 284 号	特別保護地区の指定 (高崎山地区)
昭和 32 年 10 月 23 日	厚生省告示第 343 号	特別地域の指定
昭和 59 年 9 月 20 日	環境庁告示第 44・45 号	(国東半島、高崎山地区)

※特別保護地区 157ha が 146ha に、第 1 種特別地域 7ha が 24ha に、第 2 種特別地域 1,998ha が 1,985ha に、普通地域 765ha が 778ha 合計面積は 2,927ha から 2,933ha に。

ウ 利用施設計画

昭和 29 年 2 月 18 日	厚生省告示第 41 号	利用計画の一部決定
以降、逐次追加		
昭和 59 年 9 月 20 日	環境庁告示第 43 号	(国東半島、高崎山地区)

※単独施設(11)の削除、車道(1)の変更、歩道(1)の削除

※平成 15 年度の点検では、公園区域及び公園計画の変更は行わなかった。

(3) 公園区域

瀬戸内海国立公園（大分県地域）の区域は、次のとおりである。

(表 12：公園区域（陸域）表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
大分県	大分市内 大分中部地域森林計画区 1 林班から 3 林班までの各一部 大分市 大字神崎の一部 大分市 大字佐賀関字高島の全部	437
	豊後高田市 大字加礼川の一部 豊後高田市 真玉町大字臼野及び大字三畑の各一部 豊後高田市 香々地町大字夷の一部	806
	国東市 国見町大字赤根、大字鬼籠、大字西方寺、大字千灯及び大字野田の各一部 国東市 国東町大字岩戸寺、大字大恩寺、大字成仏及び大字横手の各一部 国東市 安岐町大字両子の一部	1, 184
	東国東郡姫島村 字明石前、字板屋、字稻積、字金、字川尻、字呉岩、字越地、字瀬丸、字タルミ、字道佛、字西大海、字東大海、字深谷及び字両瀬の全部並びに字風越、字唐戸、字下小屋及び字迫の各一部	506
合 計		2, 933

(表 13 : 公園区域 (海域) 表)

区 域	面積 (ha) ※
大阪府泉南郡岬町の地先海面の一部 兵庫県姫路市、明石市、洲本市、相生市、赤穂市、南あわじ市、 淡路市及びたつの市の地先海面の一部 和歌山県和歌山市の地先海面の一部 岡山県岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市及び 浅口市の地先海面の一部 広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、 東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡坂町及び豊田郡大崎上島 町の地先海面の一部 山口県下関市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、 大島郡周防大島町、玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町、田布施町 及び平生町の地先海面の一部 徳島県鳴門市の地先海面の一部 香川県高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ 市、三豊市、小豆郡土庄町及び小豆島町、香川郡直島町並びに仲 多度郡多度津町の地先海面の一部 愛媛県松山市、今治市、西条市、大洲市、越智郡上島町及び西宇 和郡伊方町の地先海面の一部 福岡県北九州市の地先海面の一部 大分県大分市及び東国東郡姫島村の地先海面の一部	837, 541

※海域は国の所有に属する公有水面であり、
 県別等に面積を示すことはできないため、
 瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 14：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
大分県	大分市内 大分中部地域森林計画区 1 林班から 3 林班までの各一部 大分市 大字神崎の一部 大分市 大字佐賀関字高島の全部	437
	豊後高田市 大字加礼川の一部 豊後高田市 真玉町大字臼野及び大字三畑の各一部 豊後高田市 香々地町大字夷の一部	736
	国東市 国見町大字赤根、大字鬼竈、大字西方寺、大字千灯及び大字野田の各一部 国東市 国東町大字岩戸寺、大字大恩寺、大字成仏及び大字横手の各一部 国東市 安岐町大字両子の一部	906
	東国東郡姫島村 字明石前、字稲積及び字道佛の全部並びに字金、字越地、字風越、字迫及び字両瀬の各一部	78
	合 計	2, 157

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 15：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
大分県	大分市内 大分中部地域森林計画区 1 林班の一部 大分市 大字神崎の一部	146
合 計		146

(表 16：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
高 崎 山	大分市内 大分中部地域森林計画区 1 林班の一部 大分市 大字神崎の一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
高崎山は、別府湾に面した海拔 628.4 m の幼年期トロイデの単峰で母岩は角閃右安山岩である。 特別保護地区の区域は、頂上から北と東に突き出た 2 つの大きな尾根に抱かれた通称大谷の区域で、500 m 以上は比較的傾斜がゆるやかであるが、それ以下は 30° ～ 60° の急傾斜をなして海に迫っている。 植生は、300 ～ 400 m を境に上部はミズキ、ヤマザクラを含むコナラ林、下部にはヤブニッケイ・カゴノキ・ヤブツバキなどを伴うアラカシ林が多いが、下部の谷にはアラカシ林の要素を含んだタブ林が介在している。また、頂上部の岩角地帯にはネジキ・リョウブなどを伴うアカマツ林も見られ、比較的自然状態を保った森林でおおわれている。 国指定天然記念物のニホンザルの生息地には、現在 2 群約 1,300 匹が生息しており、主として行動するのは大谷の区域で、この森林は、サルの生活基盤として切り離すことのできない生息環境となっており、森林と一体として、保護を図る。	146
計	146

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表 17：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
大分県	大分市 大字佐賀関字高島の一部	24
合 計		24

(表 18 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
高 島	大分市 大字佐賀関字高島の一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
高島東部にあるヤブニッケイ・クロガネモチ・ヤブツバキ・サングジュ等を含むシイやタブノキの自然林と、風化や浸食により生じた断崖・海食洞の発達した周囲の岸壁及びアシカ島などで構成されている。 本島の北側東部に露出する石灰岩壁や東端のアシカ島などにかけてウミネコが群生している。また、自然林内には野生化したタイワンリスが生息している。	24
計	24

(ウ)第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表 19：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
大分県	大分市 大字神崎の一部 大分市 大字佐賀関字高島の一部	267
	豊後高田市 大字加礼川の一部 豊後高田市 真玉町大字臼野及び大字三畑の各一部 豊後高田市 香々地町大字夷の一部	736
	国東市 国見町大字赤根、大字鬼籠、大字西方寺、大字千灯及び大字野田の各一部 国東市 国東町大字岩戸寺、大字大恩寺、大字成仏及び大字横手の各一部 国東市 安岐町大字両子の一部	906
	東国東郡姫島村 字明石前、字稲積及び字道佛の全部並びに字金、字越地、字風越、字迫及び字両瀬の各一部	78
合 計		1,987

(表 20 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
姫 島	東国東郡姫島村 字明石前、字稲積及び字道佛の全部並びに字金、字越地、字風越、字迫及び字両瀬の各一部
鷺巣岳・夷谷	国東市 国見町大字鬼竈、大字西方寺、大字千灯及び大字野田の各一部 豊後高田市 真玉町大字臼野の一部 豊後高田市 香々地町大字夷の一部
両子・文殊山	国東市 国見町大字赤根の一部 国東市 国東町大字岩戸寺、大字大恩寺、大字成仏及び大字横手の各一部 国東市 安岐町大字両子の一部 豊後高田市 大字加礼川の一部 豊後高田市 真玉町大字三畑の一部
高 島	大分市 大字佐賀関字高島の一部
高 崎 山	大分市 大字神崎の一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
姫島本島の中心に位置する最高峰の矢筈岳 (266.6 m) と、海食洞の発達する柱ヶ岳・両瀬・観音崎の区域である。 矢筈岳は、姫島富士とも称され、山容は秀麗でクロマツ林が全山をおおっている。 観音崎は地表に灰白色の黒曜石の層が露出した海食崖のある区域である。	78
国東半島中央山岳部西側の区域で、鷲巣岳 (436.5 m)、尻付山 (587.4 m)、ハジカミ山 (570 m) 等の山岳と夷谷で構成されている。 鷲巣岳は角閃石両輝石安山岩より成り柱状節理が発達し、高さ 100 m に近い急崖に囲まれた南北に長いメーサで頂上からの眺望は良い。 夷谷は、集塊岩が広範囲にわたって露出し侵蝕地形を生じており、奇岩・秀峰・洞穴をなし夷耶馬とも称される。また、断崖にはイワシデやイブキシモツケなどで構成される特殊な岩上植生が見られる。	615
国東半島中央山岳部東側の両子山 (720.8 m)、文殊山 (617 m) を中心とする地区である。 六郷満山と呼ばれる国東半島仏教文化の中心であった両子寺・文殊仙寺を始め数多くの仏教遺跡が見られる。 角礫凝灰岩が侵食を受けた奇岩、秀峰等がみられ、イブキシモツケ・イワヒバ群落が分布している。	1,027
高島本島の中央部から西部の地域で、黒潮の影響で亜熱帯性植物が多く、分布上北限になる植物も含まれている。 このうちビロウ、ハマオモト、アコウ、ハドノキ等の生育は、極めて貴重な存在である。	84
ニホンザルとその生息の場である森林を保護し、また、特別保護地区の緩衝地帯として必要な地域である。 また、年間 100 万人を越える観光客の訪れる園地 (サル寄せ場) において、保護と利用の調整を図る。	183
計	1,987

イ 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 21：普通地域（陸域）表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
大分県	豊後高田市 香々地町大字夷の一部	70
	国東市 国見町大字赤根、大字西方寺及び大字千灯の各一部	278
	東国東郡姫島村 字板屋、字川尻、字呉岩、字瀬丸、字タルミ、 字西大海、字東大海及び字深谷の全部並びに字 金、字唐戸、字越地、字下小屋、字迫及び字両 瀬の各一部	428
合 計		776

(表 22：普通地域（海域）表）

区 域	面積 (ha) ※
大阪府泉南郡岬町の地先海面の一部 兵庫県姫路市、明石市、洲本市、相生市、赤穂市、南あわじ市、 淡路市及びたつの市の地先海面の一部 和歌山県和歌山市の地先海面の一部 岡山県岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市及び 浅口市の地先海面の一部 広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、 東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡坂町及び豊田郡大崎上島 町の地先海面の一部 山口県下関市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、 大島郡周防大島町、玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町、田布施町 及び平生町の地先海面の一部 徳島県鳴門市の地先海面の一部 香川県高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ 市、三豊市、小豆郡土庄町及び小豆島町、香川郡直島町並びに仲 多度郡多度津町の地先海面の一部 愛媛県松山市、今治市、西条市、大洲市、越智郡上島町及び西宇 和郡伊方町の地先海面の一部 福岡県北九州市の地先海面の一部 大分県大分市及び東国東郡姫島村の地先海面の一部	837,541

※海域は国の所有に属する公有水面であり、
 県別等に面積を示すことはできないため、
 瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 23：地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別 地 域											
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域			第 3 種特別地域		
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
大 分 県	土地所有別 面 積	0	111	35	0	24	0	1	308	1,678	0	0	0
	地種区分別 面 積	146 (5.0)			24 (0.8)			1,987 (67.7)			0		
	地域区分別 面 積				2,011 (68.6)								
	地域別面積		2,157 (73.5)										

(単位：面積ha、比率%)

普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			普通地域 (海域) ※	海域公園地区 ※	合計 (海域) ※
国	公	私	国	公	私			
0	39	737	1	482	2,450			
776 (26.5)			2,933 (100.0)			837,541	0	837,541

※海域は国の所有に属する公有水面であり、
県別等に面積を示すことはできないため、
瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 24：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積ha)

地域地区 市町村名		特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	普通 地域 (海域) ※	海域 公園 地区 ※	合計 (海域) ※
		特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計					
大 分 県	大分市	146	24	267	0	437	0	437			
	豊後高田市	0	0	736	0	736	70	806			
	国東市	0	0	906	0	906	278	1,184			
	東国東郡 姫島村	0	0	78	0	78	428	506			
合 計		146	24	1,987	0	2,157	776	2,933	837,541	0	837,541

※海域は国の所有に属する公有水面であり、
県別等に面積を示すことはできないため、
瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

(5) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 25 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	動 物 園	大分県大分市（高崎山東北麓）
2	園 地	大分県東国東郡姫島村（両瀬）
3	園 地	大分県東国東郡姫島村（観音崎）
4	園 地	大分県東国東郡姫島村（柱ヶ岳鼻）
5	野 営 場	大分県東国東郡姫島村（南浦）
6	水 泳 場	大分県東国東郡姫島村（南浦）
7	宿 舎	大分県国東市安岐町（両子寺）
8	野 営 場	大分県国東市安岐町（両子寺）
9	野 営 場	大分県大分市大字佐賀関（高島）
10	園 地	大分県大分市大字佐賀関（高島）
11	園 地	大分県大分市（高崎山）

整 備 方 針	旧計画との関係
野猿の生態観察の場として機能させる。	昭 39. 6. 1 告示
比売語曾神社及び拍子水の探勝並びに稲積半島等海岸景観の展望のための園地とする。	昭 59. 9. 20 告示
黒曜石の断崖及び紺碧の海に浮かぶ斗石岩等の展望を主体とした園地とする。	昭 32. 10. 23 告示
姫島の最東端 57m の崖上にある灯台を中心とした展望園地とする。	昭 32. 10. 23 告示
白砂青松の浜を活かし保養の場とする。	昭 59. 9. 20 告示
〃	昭 32. 10. 23 告示
両子寺を中心とする優れた自然環境及び歴史的環境を活用した休養の場とする。	昭 32. 10. 23 告示
〃	昭 32. 10. 23 告示
無人島の特性と優れた自然環境を活用した保養の場とする。	昭 59. 9. 20 告示
高島の優れた自然探勝施設として機能させる。	昭 32. 10. 23 告示
高崎山の自然林を探勝するとともに、別府湾を展望するための園地として整備する。	新 規

番号	種 類	位 置
12	宿 舎	大分県国東市国東町（赤根温泉）
13	園 地	大分県東国東郡姫島村（明石前）

整 備 方 針	旧計画との関係
国東半島中央部における宿舎として整備する。	新 規
複合溶岩ドーム断層地質を観察する園地として整備する。	新 規

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 26 : 道路 (車道) 表)

番号	路 線 名	区 間
1	香々地小河内線	起点一大分県豊後高田市香々地町 (下坊中・国立公園境界) 終点一大分県豊後高田市香々地町 (上坊中・国立公園境界)
2	国見走水峠線	起点一大分県国東市 (赤根・国立公園境界) 終点一大分県豊後高田市 (並石・国立公園境界)
3	真玉赤根線	起点一大分県国東市国見町 (赤根・国立公園境界) 終点一大分県国東市国見町 (伊美山・国立公園境界)
4	赤根稲川線	起点一大分県国東市国見町 (大鼻峠・車道分岐点) 終点一大分県国東市国見町 (稲川・国立公園境界)
5	姫島線	起点一大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点一大分県東国東郡姫島村 (柱ヶ岳鼻)
6	赤根成仏線	起点一大分県国東市国東町 (大鼻峠・国立公園境界) 終点一大分県国東市国東町 (堂ノ下・国立公園境界)
7	赤根山口線	起点一大分県国東市 (山口・国立公園境界) 終点一大分県国東市 (赤根・国立公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	夷溪の自然探勝及び歴史文化財の観賞のためのルートとして機能される。	昭 32. 10. 23 告示 (国東香々地線の一部)
地藏峠	本公園区域を南北に連絡するルートとして機能させる。	昭 48. 2. 2 告示 (伊美高田線)
	本公園区域を東西に連絡するルートとして機能させる。	昭 59. 9. 20 告示
	本公園区域を結ぶ周遊ルートの一部として機能させる。	昭 59. 9. 20 告示
大海・金・両瀬	姫島の基幹利用ルートとして機能させる。	昭 59. 9. 20 告示 (南浦稻積線歩道から振替)
	本公園区域を東側から利用するルートとして機能させる。	昭 32. 10. 23 告示 (国東香々地線の一部)
	本公園区域を東側から利用するルートとして整備する。	新 規

番号	路 線 名	区 間
8	文殊両子線	起点－大分県国東市 (山口・国立公園境界) 終点－大分県国東市 (稲川・車道分岐点)
9	姫島南岸線	起点－大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点－大分県東国東郡姫島村 (両瀬・車道分岐点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
堂ノ下	文殊仙寺及び両子寺の間を結ぶ道路として整備する。	新規
大海	姫島南岸の海岸線の風致を採勝する路線として整備する。	新規

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 27 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間
2	鷺巣岳線	起点—大分県国東市 (鷺巣岳・国立公園境界) 終点—大分県国東市 (鷺巣岳)
4	矢筈岳登山線	起点—大分県東国東郡姫島村 (松原・国立公園境界) 終点—大分県東国東郡姫島村 (大海)
6	文殊山線	起点—大分県国東市 (文殊仙寺・国立公園境界) 終点—大分県国東市 (文殊山山頂)
7	高島線	起点—大分県大分市 (高島・前浦) 終点—大分県大分市 (高島・展望台) 終点—大分県大分市 (へいサキ)
8	高崎山線	起点—大分県大分市 (城ノ腰・国立公園境界) 終点—大分県大分市 (高崎山山頂) 終点—大分県大分市 (高崎山東北麓動物園)
9	中山仙境線	起点—大分県豊後高田市 (夷・国立公園境界) 終点—大分県豊後高田市 (下坊中・国立公園境界) 終点—大分県豊後高田市 (小野迫・国立公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	鷺巣岳山頂から国東半島中央山塊を眺望する登山道として整備する。	昭 59. 9. 20 告示
	矢筈岳山頂に至る登山道として整備する。	昭 32. 10. 23 告示
	文殊山山頂に至る登山道として整備する。	昭 32. 10. 23 告示 (両子文殊線)
	高島の自然や歴史資源探勝歩道として整備する。	昭 32. 10. 23 告示
堂ノ下	高崎山の自然林を探勝するとともに、別府湾を展望するための登山道として整備する。	新 規
	山稜線の奇岩、秀峰等の展望や、イブキシモツケーイワヒバ群落の観察を目的とした登山道として整備する。	新 規

10	両子山線	起点―大分県国東市 (両子・国立公園境界) 終点―大分県国東市 (両子山山頂)
----	------	--

ウ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 28：単独施設表)

番号	路 線 名	区 間
1	係留施設	大分県大分市大字佐賀関 (高島)

	両子山山頂に至る登山道として整備する。	昭 32. 10. 23 告示 (両子文殊線)
--	---------------------	----------------------------

整 備 方 針	旧計画との関係
高島への渡船のための施設として機能させる。	昭 59. 9. 20 告示

この資料中の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したもので
ある。(承認番号 平24情複、第135号)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。